

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

納税の猶予制度の特例が創設されました。

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する法人二税、自動車税種別割などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

特例の要件を満たさない場合

特例の要件を満たさない場合でも、現行の猶予制度を利用出来る場合がありますので、所管の県税事務所へご相談ください。

申請手続等

- ・ 県ウェブサイトより「特例の申請書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、所轄の県税事務所へ郵送などにより提出してください。

○ 県ウェブサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kigenencho.html>

※ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。

※ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

徴収猶予の問い合わせ先		
問い合わせ先県税事務所	電話番号	担当地区
大河原県税事務所	0224-53-3114	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
仙台南県税事務所	022-248-2963	仙台市太白区, 名取市, 岩沼市, 巨理郡
仙台中央県税事務所	022-715-0624	仙台市青葉区及び宮城野区の一部, 若林区
仙台北県税事務所	022-275-9120	仙台市青葉区及び宮城野区の一部, 泉区, 富谷市, 黒川郡
塩釜県税事務所	022-365-4193	塩釜市, 多賀城市, 宮城郡
北部県税事務所	0229-91-0706	大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡
北部県税事務所 栗原地域事務所	0228-22-2123	栗原市（所管区域の県税の徴収事務及び自動車税（種別割）の賦課に限る。）
東部県税事務所	0225-95-1520	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡
東部県税事務所 登米地域事務所	0220-22-6114	登米市（所管区域の県税の徴収事務及び自動車税（種別割）の賦課に限る。）
気仙沼県税事務所	0226-24-2531	気仙沼市, 本吉郡